

三木市記者発表資料（令和3年2月5日発表）		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課 課長 本岡忠明	0794-82-2000 (内線 2430)
	健康福祉部健康増進課 課長 後藤洋子	0794-82-2000 (内線 715-101)

タイトル
緊急事態宣言延長に伴う市内公共施設の利用について ～午後8時までの利用を延長～
内容
<p>2月2日、政府は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を兵庫県を含む10都道府県において3月7日まで延長すると表明しました。これを受け、三木市では4日午前9時から第51回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について協議を行いました。</p> <p>1 期間 3月7日（日）まで延長 ※ 今後の感染者の状況により変更する場合があります</p> <p>2 市の対策について</p> <p>(1) 公共施設・社会福祉施設等（各施設の対応状況は別表のとおり） ア 屋内、屋外とも利用時間を午後8時までとする。 イ これまでからの感染防止対策を継続し、屋内の収容率を50%以下とし、屋外施設は人と人との距離の十分な確保の上使用いただく。</p> <p>(2) 自治会公民館 市の公共施設・社会福祉施設等の対策に準じた利用をお願いします。</p> <p>(3) 市職員の勤務体制 兵庫県からの要請を受け、テレワークや時差出勤等の導入による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p>
セールスポイント
<p>全国的に感染者数は減少傾向にあるが、確保病床の使用率は高いままであり、兵庫県は特に高い水準が続いています。</p> <p>これまでどおりの3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの着用、手洗い消毒、換気などの感染防止対策を実践いただき、市民の皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との思いを持って取り組むことが大切であり、一層のご理解、ご協力をお願いします。</p>